

○パブリックコメントにおける御意見の内容及びそれに対する考え方

No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	<p>農地は日本国籍者又は、純内資法人しか取得できないようにすべき。</p> <p>(同様の趣旨の御意見 6件)</p>	<p>御意見として承ります。</p>
2	<p>農地法施行規則等の一部改正により、農業委員会の確認業務等が更に増大している。正規職員を増加配置するための人件費を国が負担すべきである。</p>	<p>御意見として承ります。なお、今般の改正規則の施行に当たっては、農業委員会において円滑に事務が行われるよう、改正内容の丁寧な説明に努めて参ります。</p>
3	<p>① 3条申請時は売り手と買い手の双方で申請するが、双方の国籍を記載させて何をするのか。</p> <p>② 外国人にかかる事務処理量を毎年国に報告させるのか。</p> <p>③ 農地台帳の整備にあたって、現に農地を所有している人の国籍情報は得られるのか。現に農地を取得している人が帰化した場合の情報も随時得られるのか。</p>	<p>①について、今般の改正では、所有権を取得しようとする者(買い手)のみ、国籍を頂戴することとしております。</p> <p>②について、本改正に伴って生じる事務処理量について、国への報告を義務づける予定はありません。</p> <p>③について、現在、農地台帳については、その記載の正確性を確保する観点から、農業委員会において、毎年、住民基本台帳等との照合を行うこととしてしているところであります。</p> <p>本改正では、農地台帳の記載事項にも国籍情報を追加することとするため、この住民基本台帳等との照合作業により、現に農地を所有している方の国籍情報が農地台帳に記載されることとなります。このことは、農地所有者が帰化した場合についても同様です。</p>
4	<p>農地法第3条による移転について、申請書に国籍の記載を行うことを予定されているが、転用を伴う場合など、第5条による移転の方が問題となるケースがあると考えられるが如何か。</p>	<p>本改正は、外国人による農地取得に対する懸念を踏まえ、農地取得の許可申請等の際に国籍を把握するためのものであるため、転用を伴う場合の権利移転については対象としていませんが、御意見として承ります。</p>
5	<p>土地所有者が「法人」の場合、法人の所有関係を遡って報告することを義務付けてください。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、本改正により法人の株主の国籍等を遡って報告させることはできませんが、農地の所有権を有する農地所有適格法人</p>

		は、今後、その状況を、毎年、報告することとしております。
6	<p>所有権取得者等の国籍把握が農地法第3条第2項の許可基準にどのように影響するのかわからないのか、農業委員が判断に迷わないよう処理基準(地方自治法第245条の9)等で明確にされるべきと思います。</p>	<p>今般の改正規則の施行に当たっては、農業委員会において円滑に事務が行われるよう、改正内容の丁寧な説明に努めて参ります。</p>
7	<p>報道では「農地台帳を管理するシステムを改修し、住民基本台帳と接続することを想定する」とあるが税金の無駄遣いです。農地取得申請時に行政が書類確認するだけで十分です。昨年に会計検査で指摘があったシステムに更に税金をつぎ込むとは、常識外れです。</p>	<p>農業委員会サポートシステムについては、農業委員会における農地台帳の円滑な管理等を確保するために、整備しているところです。本改正に伴う、このシステムの改修については、今後検討して参ります。</p>
8	<p>施行規則案及び施行規則の一部改正案に賛成します。報告事項、許可申請書に国籍を明記させることで、外国の個人や法人による農地の所有者を把握することが、より簡便にできるので、国土の利用に対する安全保障に資する内容だと思えます。</p> <p>そのためには、全国の農地所有者の国籍情報にアクセスできる仕組みを構築していただきたい。そして、その仕組みを周知していただきたい。</p>	<p>農地台帳の記載事項については、公表することにより個人の権利利益を害するもの等(所有者の氏名・住所等の情報)については、これまでも公表しないこととしており、本改正により追加する国籍等の情報も、同様の取扱いといたします。</p>
9	<p>意見1.</p> <p>農地の所有者不明や実質的な支配者不明の事態を回避するため、</p> <p>(1) 当該地方公共団体が特定法人へ農地の所有権を取得させる際の関連書類</p> <p>(2) 特定法人が農業委員会へ毎年行う報告書、添付書類等</p> <p>において、それらに記載された法人名、住所、株主、出資者等が法人設立時(登記時)のものではなく、最新の情報にもとづく記載であることが確認された上で、審査される必要がある。</p>	<p>意見1について、特定法人による報告事項については、その内容が最新のものであることを確認する必要があると認められる場合には、農業委員会、内閣総理大臣(農林水産大臣)の判断で参考となる資料の提出を求めることを想定しております。</p>

	<p>意見 2.</p> <p>審査に当たる当該自治体、農業委員会等は、担当者が各種実例を理解し、対処していけるよう、a.わかりやすい審査マニュアルの提示、b.審査スキル向上のための研修などに取り組んでいただきたい。</p>	<p>意見 2 について、具体的な運用については、構造改革特別区域制度を所管する内閣府において、構造改革特別区域計画認定申請マニュアルを作成する等の取組により、周知されるものと認識しております。</p>
10	<p>外国企業や外国人による日本の農地取得に、国籍把握の取り組みをぜひ積極的に進めてください。</p> <p>(同様の趣旨の御意見 2 件)</p>	<p>御意見として承ります。</p>
11	<p>法人については、法人番号についても提出させるべきと考える。</p> <p>そうすれば容易に一意に法人の把握が行なえ、また各種の行政事務や市民・事業者等による確認・調査においても有用だからである。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
12	<p>議決権ベースでの株主や出資者の把握では、合同会社を SPC として使用するケースでは一般社団法人が持分を保有することが多いため、外国資本であったとしても把握できないのではないのでしょうか。</p>	<p>農地法では、法人が農地を所有するための要件として、主たる事業が農業であることや、役員の過半が農業に従事すること等を求めており、資産の流動化に係る業務を目的とする SPC が農地を所有することは一般的に困難であると考えています。</p> <p>なお、本改正では、総議決権の 5% 以上の株式を有する株主又は総出資額の 5% 以上の出資者（いずれも法人を含みます。）の国籍等（法人の場合はその設立国）を把握することとしております。</p>